

平成 2 7 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 27 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 27 年 3 月 26 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 兼田 龍洋	2 番議員 松本 直高
3 番議員 皿海 ふみ	4 番議員 野口 陽輔
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
8 番議員 島 弘一	9 番議員 山下 幸恵
10 番議員 曾田 平治	11 番議員 平野 美治
12 番議員 岸田 敦子	

1. 欠席議員次のとおり

7 番議員 大矢 克巳

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 土井 一憲  
副管理者 黒田 実  
副管理者 森川 一史  
四條畷市都市整備部長兼特定土地整備担当部長  
兼新炉建設整備担当部長 吐田 昭治郎  
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄  
資源循環施設整備室長 松川 剛  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一  
資源循環施設整備室副参事兼室長代理 二神 和則  
総務課長 太田 広治  
管理課長兼資源循環施設整備室主幹 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 1 号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第 2 号	職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第5 議案第3号 平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第3号)について  
日程第6 議案第4号 平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について  
日程第7 一般質問

(時に 14 時 00 分)

1. 議 長 (新 雅人君) 皆さん、こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

只今から平成 27 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者 (土井一憲君) 皆さん、改めましてこんにちは。

定例会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度末何かとお忙しいところをご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の第 1 回定例会におきましては、職員の勤務時間に関する条例の一部改正、及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正の条例に関する 2 議案、並びに平成 26 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号)、及び平成 27 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の、予算に関する 2 議案について、お願い申し上げます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新ごみ処理施設整備事業につきましては、本年 5 月には造成工事を終え、引き続き施設建設工事に着手してまいる所存であり、施設竣工に向け、諸事業の取り組みを進めているところでございます。議員の皆さまには本日の定例会終了後、少々お時間を頂きまして、施設実施設計の概要及び造成工事の進捗状況など新ごみ処理施設整備事業の取り組み状況につきまして、ご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

1. 議 長 (新 雅人君) ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (北崎文雄君) それではご報告を申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。大矢議員さんから遅れる旨のご報告をいただいております。現在 11 名の出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る 1 月 30 日には 12 月分の現金出納検査を、2 月 26 日には 1 月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されております。お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。以上でございます。

1. 議 長 (新 雅人君) 議事日程につきましては本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長 (新 雅人君) 日程第 1、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第 74 条の規定により議長において指名申し上げます。1 番兼

田議員、2番松本議員を指名いたします。

1. 議長（新 雅人君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成27年3月26日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第3、議案第1号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（土井一憲君） ただいま議題となりました議案第1号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。本組合が準用する事となる四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例が改正された事に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただ今議題となりました議案第1号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の議案第1号をご覧くださいと存じます。本案につきましては本組合の一般職の職員の給与に関する条例第3条において、職員の給与についてはこの条例に定めがあるものを除くほか、四條畷市一般職の職員の給与に関する条例の例による、と定めてございます。

この度、四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴いまして、本組合の職員の勤務時間に関する条例において、引用する条項を改正する必要が生じたため、一部改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては次のページと、参考資料の2ページ、3ページの新旧対照表を合わせてご覧くださいと存じます。改正の内容は第6条の2第1項中第16条第4項を第16条第5項に改めるものでございます。附則におきましては、この条例の施行期日を平成27年4月1日とする事を定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてのご説明とさせていただきます。

1. 議長（新 雅人君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 全員 異議なし。
1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（新 雅人君） 日程第4、議案第2号職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）
1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。
1. 管理者（土井一憲君） ただいま議題となりました議案第2号職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。地方公務員法第52条に規定する職員団体に加入している職員が、勤務時間中に職員団体の業務または活動に従事する場合の組合休暇を新たに設けたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
1. 議長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第2号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました議案第2号職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、内容のご説明を申し上げます。

本案につきましては職員団体に加入している職員が、勤務時間中に職員団体の業務または活動に従事する場合の組合休暇を新たに設けるため、所要の改正を行おうとするものでございます。なお、この条例の改正につきましては、構成市である四條畷市においても同様の内容で改正されたものでございます。内容につきましては次のページと参考資料の4ページ、5ページの新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと存じます。

改正の内容は、休暇の種類として新たに組合休暇を規定するため、第3条第1項中の、及び介護休暇を介護休暇及び組合休暇に改め、同条第12項を同条第16項とし、同条第11項も第1項の改正と同様及び介護休暇を、介護休暇及び組合休暇に改め、同項を同条第15項とし、同条第10項の次に第11項として組合休暇の定義を、第12項として組合休暇を与えることができる内容を、第13項として組合休暇の日数の上限を30日とし、第14項として組合休暇を取得した時間数は給与を減額し無給とすることをそれぞれ規定するものでございます。附則におきましては、この条例の施行期日を平成24年4月1日とする事を定めてございます。

申し訳ありません。附則におきましては、この条例の施行期日を平成27年でございます。27年4月1日とする事を定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。
1. 議長（新 雅人君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。2番松本議員。

1. 2番議員（松本直高君） 1点、質問させていただきます。先程ですね、四條畷市さんの規則を準用すると。条例ですか。条例、規則ですね、準用するという事で、ご説明がございました。交野市においてはですね、このような休暇があるということは、お調べいただいておりますか。お聞かせ下さい。
1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。
1. 事務局次長（奥田浩樹君） 交野市さんの方では、この組合休暇というものの条例の規定っていうものはございません。以上でございます。
1. 議長（新 雅人君） 2番松本議員。
2. 2番議員（松本直高君） 準用するという事になっているという事でございますが、本来は独立した地方公共団体でございますので、こういった運営に関わるような条例、規則というものは自前で持つておくべきだと。これは後ほど、一般質問でもさせていただくところでございますけれども、もうあと何年か後にはですね、交野市の方に移るわけですね。で、交野市の方でこのような条例改正がなっていないというようなところについてはですね、今は条例、四條畷市さんのを準用するとなってもですね、移るのが分かっているのであるならば、ここのところですね、しっかりと協議をしてですね、お互い調整をしあって改正をしていってほしいなと思うところなんです。組合さんとしては今後どのようにお考えですか。
1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。
1. 事務局次長（奥田浩樹君） 準用規程のある条例っていうのが、何点かございます。で、新炉の稼働が平成29年度ということでございまして、それに向けて現在も改正する条例であるとか、規約であるとか、洗い出しから案の作成もしております。今後両市と協議しながら、その条例の改正に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。
1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 全員 異議なし。
1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（新 雅人君） 日程第5、議案第3号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）
1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただ今議題となりました議案第3号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第3号)の内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書をご覧いただきたいと存じます。この補正予算第3号は、歳入歳出予算の補正、継続費の年割額の変更、地方債の変更となっております。それでは内容につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,637万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,302万1,000円としようとするものでございます。

次に、継続費の補正につきましてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、継続費補正でございます。(款)(項)建設事業費、(事業名)新ごみ処理施設建設工事等事業でございます。総額には変更ございませんが、平成26年度から平成29年度の年割額をそれぞれ変更しようとするものでございます。平成26年度の補正前の額9億4,831万2,000円から8億5,574万6,000円に、平成27年度の補正前の額30億6,519万2,000円から13億3,765万5,000円に、平成28年度の補正前の額63億3,146万6,000円から83億1,456万4,000円に、平成29年度の補正前の額13億7,485万5,000円から12億1,186万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

この内容でございますが、施設建設工事につきましては、平成26年度は実施設計協議のみとなりましたことから、工事実績が上がらなかった事により全額を減額したことや、実施設計協議の中で工事施工計画の協議を行い、施設建設工事の現地工事期間を、これまで平成27年4月から平成29年5月と予定してございましたが、平成27年6月から平成29年7月に変更いたしたく考えてございます。

また、水道工事の平成26年度の入札差額や実績に基づく水道工事等負担金の変更となっております。

次に、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。第3表、地方債補正でございますが、衛生債で補正前の限度額29億840万円から補正後の限度額28億3,270万円に変更しようとするものでございます。この内容は、先ほどご説明いたしました、平成26年度の施設建設工事の全額を減額することや、現地工事期間の変更、水道工事等負担金の変更と共に用地を平成27年1月30日付けで、両市土地開発公社から買い戻した事により、利息分が減少したことなどにより変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして事項別明細書にてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額8億4,973万2,000円から5,670万1,000円を減額補正し、7億9,303万1,000円としようとするものでございます。四條畷市では2,650万9,000円の減額、交野市では3,019万2,000円の減額となっております。

次に(款)諸収入(項)雑入(目)雑入でございますが、補正前の額10万円に22万9,000円を増額補正し、32万9,000円としようとするものでございます。これは主に平成25年度焼却施設整備工事に伴う電気代でございます。

次に（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）建設事業費国庫補助金でございますが、継続費補正での年割額の中でご説明いたしましたように、平成26年度建設工事費の減額や、現地工事期間の変更、水道工事等負担金の変更などに伴うもので、補正前の額2億71万7,000円から1,420万円を減額補正し、1億8,651万7,000円にしようとするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。（款）（項）組合債（目）衛生債でございますが、地方債補正でもご説明いたしましたように、平成26年度施設建設工事の減額、現地工事期間の変更、水道工事等負担金の変更、両市土地開発公社からの用地の買い戻しに係る利息分の減少などにより、補正前の額29億840万円から7,570万円を減額補正し、28億3,270万円としようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、補正前の額1億2,683万1,000円から363万4,000円を減額補正し、1億2,319万7,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、負担金、補助及び交付金で、派遣職員負担金として363万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございますが、補正前の額5億4,487万4,000円から1,789万円を減額補正し、5億2,698万4,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、需用費の消耗品費の公害対策薬品で643万7,000円、光熱水費で326万2,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。また、事業の確定などにより委託料では819万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。（款）（項）建設事業費（目）新炉建設事業費でございますが、補正前の額32億5,120万円から1億9万2,000円を減額補正し、31億5,110万8,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、造成工事の変更及び工期延長に伴い新ごみ処理施設事業計画地造成工事現場監理業務委託で12万9,000円の減額を、また先ほどの継続費や地方債でもご説明を申し上げました通り、施設建設工事関係においては平成26年度施設建設工事の全額を減額することや、現地工事の工事期間の変更などに伴い、建設工事設計施工監理業務委託料で1,845万円、次の工事請負費では新ごみ処理施設建設工事の全額の4,100万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、用地を平成27年1月30日に両市土地開発公社から買い戻したことに伴って、利息分が減少したことに伴い、公有財産購入費で752万6,000円を減額しようとするものでございます。

次に、水道工事の平成26年度入札差額や実績に基づいて水道工事等負担金が増額となったことから負担金、補助及び交付金で3,298万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。（款）（項）公債費（目）利子でございますが、補正前の額1,813万4,000円から1,575万6,000円を減額補正し、237万8,000円としようとするものでございます。その内容は一時借入より低い利率となる起債前貸の制度を利用することとし、一時借入を取りやめたことにより一時借入が全額の減額となり、起債前貸の制度を利用したことによる長期償還金利子が増額となったものでございます。

次に（款）（項）（目）予備費でございますが、補正前の額1,000万円から900万円を減額しよ

うとするものでございます。これは老朽化する本施設の緊急補修工事等が発生した場合に、迅速に対応できるよう平成 25 年度から予備費を増額させていただいてございます。この予備費を充当するまでの緊急補修工事がない見込となりましたことから、これまでと同様に 100 万円といたしたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号平成 26 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 3 号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきましてご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 1 点だけお伺いします。今回も、両市の分担金の返還が出ているわけなんですけども、返還分が出たら両市に返すというのは、何か規約とか規程があったかどうかというのを、1 点お伺いしたいと思います。と言いますのも、今回の額がかなり大きな額だなと思っています。5,670 万ですね、両市合わせて。新年度予算では新炉建設がらみでかなり多額のお金が計上されていて、事業債も 80 億円を超えて計上されている状況ですよ。そんな中でやはりこういう時期に 5,000 万円というようなまとまったお金があれば、事業債を少しでも減らして将来的な負担を軽くするという事に考えられないのかなあと、単純に思うわけなんです。そういう意味から、両市に返還しなければならない、その理由をまず教えていただきたいと思います。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 分担金の減額した分の返還という事でございますけれども、組合規約であるとか、規定というものはございません。これにつきましては、これまでの間、両市も厳しい財政状況という中で両市からの返還の要望等も含めてこの 3 月議会で減額補正し、出来る限り両市の方へ返還するという事でさせていただいてございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 私、以前もこれ、聞かせて頂いた事があった時に、両市の厳しい財政状況というのは仰っていて、交野市の方は把握しておりませんが、今、四條畷では以前よりは一般会計は黒字になってきている状況とか、いろんなプラスの面もあるんですけどもね、財政状況としては以前よりは改善傾向にあるという中でですね、新炉建設は本当に莫大な予算がかかるわけで、後の新年度予算案でも質問しますけれどもね、将来負担を軽くする、税金の無駄遣いを改めるという観点からね、こうした返還をするのではなくて、借金返済にあてて、利子分を軽くするというような観点で今後運営して頂けないかどうか。その辺の考え方、お伺いできたらと思います。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 公債費の財源に充てるという事でございますけれども、当然、公債費の償還は毎年出てきます。分担金で、当該年度で返す、繰越ってというような形で持ったとしても、その部分については分担金として減るという、翌年度の分担金で減るという事だけで、それをそのまま充当にして利子にあてるという事にはなかなかならないのではないかなと考えておりますので、今仰られた方法でどんながあるかっていうのは、研究の方はしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 全員 異議なし。
1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（新 雅人君） 日程第6、議案第4号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）
1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第4号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ただ今議題となりました、議案第4号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、予算書をご覧いただきたいと存じます。時間の関係上もございまして、主な部分のご説明とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。  
それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。平成27年度予算につきましては、構成両市の厳しい財政状況の中、施設組合といたしましても経常的な経費の節減に努めつつ、新ごみ処理施設整備事業に係る一連の経費並びに、新炉を見据えながらの現有施設の安定稼働に係る経費などを重点として、歳入歳出予算の総額を21億498万9,000円としようとするものでございます。  
次に、地方債につきましては第2表でご説明させていただきたいと存じます。  
次に、一時借入金でございまして、組合債の歳入の収入時期から平成27年度の支払時期において、財源に不足が生じる恐れがあることから、借入の最高限度を8億6,780万円としようとするものでございます。  
次に、歳出予算の流用でございまして、地方自治法に基づき歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるように定めようとするものでございます。  
恐れ入りますが、4ページをご覧いただきたいと存じます。第2表、地方債でございまして、新ごみ処理施設建設工事等事業の財源といたしまして、地方債の限度額を8億6,780万円としようとするものでございます。  
次に、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。  
まず歳入でございまして、（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございまして、前年度と比較しまして6,473万1,000円増の9億2,930万7,000円を計上させて頂

いてございます。その内訳でございますが、四條畷市は前年度と比較しまして 2,689 万円増の 4 億 2,310 万 1,000 円、交野市は 3,784 万 1,000 円増の 5 億 620 万 6,000 円となっております。

次に（款）（項）（目）繰越金でございますが、前年度と同額の 1,000 円を計上させて頂いてございます。

次に、12 ページ、13 ページをお開きいただきたいと存じます。（款）諸収入（項）（目）雑入でございますが、前年度と同額の 10 万円を計上させて頂いてございます。

次に（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）建設事業費国庫補助金でございますが、新ごみ処理施設整備事業に係ります循環型社会形成推進交付金として、前年度と比較しまして 1 億 706 万 4,000 円増の 3 億 778 万 1,000 円を計上させて頂いてございます。

次に（款）（項）組合債（目）衛生債でございますが、前年度と比較しまして 20 億 1,990 万円減の 8 億 6,780 万円を計上させて頂いてございます。この内容は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債で 110 万円、新ごみ処理施設建設工事事業債として 8 億 6,670 万円を計上いたしてございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。まず、（款）（項）議会費（目）組合議会費でございますが、前年度と同額の 259 万 6,000 円を計上させて頂いてございます。

次に、16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと存じます。（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、前年度と比較しまして 100 万 3,000 円増の 1 億 2,817 万円を計上させて頂いてございます。主な内容でございますが前年度と比較して増減の多い費目のみについてのご説明とさせていただきます。

まず人件費では職員の昇給や共済費の率の変更、新規採用職員 1 名分などに伴い、前年度と比較して 486 万 1,000 円の増となり、給料で 2,626 万 1,000 円を、職員手当で 1,616 万 1,000 円を、共済費で 1,012 万 1,000 円をそれぞれ計上させて頂いてございます。

次に、20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。負担金、補助及び交付金でございますが、主に派遣職員の人件費に係る負担金の減額に伴うものなどで、前年度と比較して 330 万 2,000 円減の 5,824 万 3,000 円を計上させて頂いてございます。

次に、22 ページ、23 ページをお開きいただきたいと存じます。（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして 790 万 2,000 円増の 5 億 5,723 万 9,000 円を計上させて頂いてございます。主な内容でございますが、人件費では総務と同様に職員の昇給や共済費の率の変更、それと新規採用職員 2 名分の増、再任用職員の 1 名の任期満了に伴う減などで、前年度と比較して 532 万 5,000 円の増となり、給料で 8,027 万 5,000 円を、職員手当で 5,817 万 1,000 円を、共済費で 2,984 万 9,000 円をそれぞれ計上させて頂いてございます。

次に需用費でございますが、需用費では前年度と比較して 1,102 万 2,000 円増の 1 億 5,335 万円を計上させて頂いてございます。これは主に平成 27 年度から電気料金が値上げされることに伴い、光熱水費で 1,178 万 1,000 円の増額となることが要因となっております。

次に委託料でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場での焼却灰等の埋立処分費の単価がトンあたり 6,700 円から 8,400 円に増額になったことや、加熱脱塩素化処理装置の点検年度となること、また、各機器類の点検の内容や項目等の増減に伴うものなどにより、前年度と比較して

1,698万7,000円増の1億536万8,000円を計上させて頂いております。

次に、24ページ、25ページをお開きいただきたいと存じます。工事請負費でございますが、新ごみ処理施設の施設稼働までの残り年数と、現有施設の安定稼働を勘案する中で、特に老朽化や消耗が著しい箇所を中心に整備しようとするもので、本日参考資料として焼却施設整備工事の箇所図でお示しいたしました整備を行う事で、前年度と比較して2,334万3,000円減の1億2,309万3,000円を計上させて頂いております。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)建設事業費(目)新炉建設事業費でございますが、前年度と比較して18億6,432万1,000円減の13億6,578万1,000円を計上させて頂いております。主な内容でございますが、まず報償費でございますが、平成26年9月において両市の方からすでに各市の市議会議員の皆さま方にご説明をさせていただいておりますとおり、新ごみ処理施設建設に係る基本合意書に基づいて平成26年8月29日に生駒市北部地域環境保全等協議会と確認書を交わした内容にありますように生駒市北地域の中で、新ごみ処理施設にもっとも近い北田原町自治会に対して協力金として1,850万円を支払うものとして計上させて頂いております。

次に委託料でございますが、前年度と比較しまして2,081万1,000円減の3,680万8,000円を計上させて頂いております。前年度から引き続きの事業であります新ごみ処理施設事業計画地造成工事現場監理業務の680万1,000円と、新ごみ処理施設建設工事設計施工監理業務の2,946万円、新たに国道168号の道路拡幅改良工事に伴う測量・分筆業務委託料の49万7,000円などを計上させて頂いております。

次に工事請負費でございますが、前年度と比較しまして3億3,110万9,000円増の11億6,113万5,000円を計上させて頂いております。事業計画地造成工事の工期が平成27年5月20日まで工期延長となったことから、前年度に引き続き、造成工事の8,373万5,000円と、新ごみ処理施設建設工事10億7,740万円を計上させて頂いております。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、前年度と比較して8,744万2,000円増の1億4,810万9,000円を計上させていただいております。また、前年度に引き続きの新ごみ処理施設の給水に伴う水道工事等負担金の1億4,025万9,000円と、新たに新ごみ処理施設の電力に係る送配電設備工事費負担金として785万円を計上させて頂いております。これは、新ごみ処理施設に係る電気は関西電力株式会社の送電線から引込をする事になりますが、新ごみ処理施設では発電による余剰電力は売電することから、この売電に対するための送電線設備の工事が必要となります。この工事は関西電力株式会社が行う事となりますので、その工事費の負担金として支出するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開きいただきたいと存じます。(款)(項)公債費(目)元金でございますが、平成11年度に借入をしました、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債240万円に係る償還が終了しますが、平成23年度に借り入れました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債280万円に係る償還元金の償還が始まることに伴い、前年度と比較して23万4,000円増の1,599万2,000円を計上させて頂いております。

次に(目)利子でございますが、平成11年度に借入をしました、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債240万円に係る償還が終了しますが、平成26年度に借り入れをしました新ごみ処理施

設建設工事等事業債に係ります事業計画地造成工事や、造成工事現場監理業務、水道工事等負担金、用地購入に係る利子などで、前年度と比較して707万7,000円増の2,521万1,000円を計上させていただきます。

次に(款)(項)(目)予備費でございますが、前年度と同額の1,000万円を計上させていただきます。

以降のページであります、30ページから40ページにつきましては給与費明細書を、また42ページから43ページには継続費の調書を、また44ページ、45ページには地方債の調書をそれぞれお示しさせていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12番岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) 何点か確認を含めてお伺いしたいと思います。

まず13ページの衛生債、事業債なんですけれども、先ほど補正予算の中で私、ちょっと1桁間違えて言ってしまいました。80億というのは間違いで8億ですね。ただ、5年間の29年度までの計画を見たら、総額で新炉建設関係では120億弱ぐらいありますので、総額で言えばそれぐらいの事業債になるのかなど、はっきり分かりませんが、新年度は8億ということで、訂正をさせていただきたいと思います。

その事業債をまずどこから借りるのかという事と、利子は何%なのか、返済期間、利子も含めて総額いくらになるか、分かっている範囲でお願いします。

次は27ページの協力金の事なんですけれども、今回1,850万円という、先ほど説明頂いた北田原町の自治会の協力金、これが率直に言って大きな額とは思いましたが、何を目的に使われるのか聞いておられるかどうか、この協力金は1回限りなのか、そのあたりお伺いしときたいと思います。

もう1つ、新炉建設工事費用として約10億円計上されている、この関連については以前からダイオキシンの問題で排出基準の事については他の議員の方からもご意見あったところです。排出基準について0.1ナノグラムということの、これを強化するという事に関してはその後議論を進めていないのかどうか。住民の方からやっぱり要望があった問題に対して最近の技術では、これよりだいぶダイオキシン排出、軽くできるというような技術革新も進んでいるので、組合の姿勢として排出基準の強化という事をね、ぜひとも考えていただきたいなど、改めて思うんですが、それについてということ。

また先ほど発電の説明もありましたので、発電量予測と余剰電力がどの程度予測されているのか、その4点お伺いします。

1. 議長(新 雅人君) 奥田次長。

1. 事務局次長(奥田浩樹君) 私の方から地方債の関係でご答弁させていただきたいと思います。

まず借入先でございますけれども、政府資金、財務省になるんですけれども、財政融資資金を借り入れようというふうに考えてございます。期間につきましては3年据え置き15年償還とな

っております。利率でございますけれども、借入をまだしておりませんので毎回借入につきましては定期的に見直されるということでございます。平成 26 年度に借入を予定しております利率で、平成 27 年度の償還の予算計上の段階で利率については 0.8%を見込ませて頂いておりますので、その 0.8%を平成 27 年度の 8 億 6,780 万円にあてますと約 6,400 万円程度の利息が掛かってくるという事になりますので、トータルとして起債を借りた部分に利息を足したら約 9 億 3,200 万円程度ぐらいの総額の返還というような形になると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは 2 点目の協力金の関係でございます。協力金 1,850 万円につきましては、1 回限りということでまず申し上げます。1,850 万円の目的というお話であったと思います。これにつきましては生駒市の北田原環境保全等協議会の中の協議の中で額が決定したものです。向こうからは生駒市側へのメリットということで、更に大きな多額な要求関係がございました。その要求の中では北田原町の集会所の建て替えに係る一部補助、あるいは農業施設に対する補助というような形の名目の中で金額が申されたという経過がございます。この協力金につきましては、その目的に対して補助をするという、いわゆる補助要綱を求めた補助ではございませんでして、地元の住民の理解を得るための支出をするものという形での協力金でございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

1. 議 長（新 雅人君） 松川室長。

1. 資源循環施設整備室長（松川 剛君） それでは私の方からダイオキシン排出基準の 0.1 ナノグラムからの強化についてと、発電量と余剰電力についてお答え申し上げます。

まずダイオキシン排出基準 0.1 ナノの強化についてでございますが、ダイオキシン類の設計値につきましては新ごみ処理施設建設工事の実施設設計協議の中で薬品投入量などを検討した結果、最終処分場や維持管理費について大きな影響を及ぼすものではないことから、集じん機入口のダイオキシン類濃度を 0.5 ナノグラムと仮定した場合に、集じん機出口のダイオキシン類出口濃度を 0.01 ナノグラムに低減するというような基準で、現在、実施設計を行っております。但し、設計値はこれまで組合が申し上げてきました計画値や運転管理値とイコールとなるものではなく、これはあくまでも一定条件のもとでの 0.1 ナノグラムという設計値でございますので、本組合といたしましては計画値を 0.1 ナノグラム以下を自主基準値として適正な運転管理を行い、少しでもダイオキシン類の発生抑制に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、発電量についてでございます。ごみ焼却に伴う発電電力は 1,980kw を想定しております。そのうち約半分が施設内で使用すると仮定いたしますと、2 炉運転を行っている時は 1 時間あたり約 1,000kw の余剰電力が発生することになります。1 日で概ね 2,400kw あたり、これがだいたい 200 日程度、年間で稼働があらうかと予測しております。以上です。

1. 議 長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） ありがとうございます。最近は利率がずいぶんと低くなってきている状況はあるので、0.8%でしたら低い状況ではありますけれども、仰っていただいたようにそれで換算すると利子の利息は 6,400 万ということですので、やっぱり先ほど申し上げたようなね、補正予算の時に申し上げたような角度ではね、返還をするという事ではないのかもしれない。各

市の負担を軽減するということになるのかもしれませんが、ただ、当初予算としてはそれだけの予算枠を決めてるわけですので、今後も税金の無駄遣いは改めるという観点でね、補正予算の時に申し上げたような事はぜひやっていただけないかなと改めて申し上げておきます。

あとダイオキシンの関係については、集じん機の出口のところでは0.01ナノグラムというのは、改めて議会で質問があった時にはこういうご答弁なかったように思うんですが、改めてこれ最近決められたという事でいいのかどうか、強化を組合として考えた結果だというようなことで考えていいのかどうか、その辺再度お伺いしたいのと、その2点お願いします。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 地方債、補正の時のところを考えるべきではないかということでございますけれども、どのような方法があるのかっていうのを、一度両市の方とかとも協議をさせていただいて、ちょっと先ほども申しましたけれども、研究の方してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 松川室長。

1. 資源循環施設整備室長（松川 剛君） ダイオキシン類の濃度でございますけれども、実施設計協議において、メーカー提案がございました。その中で一定条件、ごみ質によって、入れるごみによってやはりダイオキシン出てくるものが違って参ります。そこで一定、集じん機の入口濃度が0.5ナノグラムの時以下の時に限って出口では0.01ナノグラムになりますよという設計を実施いたしますよという事で、いかなるごみ質においても対応するというものではないということで、あくまでも組合としましては計画値としては0.1ナノグラムをもって運転管理に努めて参りたいということで、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号平成27年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第7、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行って参ります。なお、本組合議会申し合わせ事項により、質問者の質問時間は15分以内となっております。只今から順次質問を許可いたします。2番松本議員。

1. 2番議員（松本直高君） 松本直高でございます。議長のお許しを頂きまして、一般質問をさせていただきます。テーマは、組合における条例等の準用規定についてでございます。少し事務的な一般質問でございますが、最後までお付き合いいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、本日議案第1号の提案理由に本組合が準用することとなる四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例とありますが、組合の条例等で同様に準用規定があるものとはどのようなものが

あるのか、またその準用規定があることについて組合はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 本組合におけます条例等で準用規定があるものといましては、条例では、一般職の職員給与に関する条例、一般職の職員の退職手当に関する条例、規則では職員の休暇に関する規則、次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則、四條畷市交野市清掃施設組合財務規則の暫定措置に関する規則となっております。また、準用規定があることの組合の考え方につきましては、組合も独立した地方公共団体であるというところから、準用規定ではなく、それぞれ組合の条例や規則において規定すべきだろうと考えてございますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 2番松本議員。

1. 2番議員（松本直高君） ご答弁ありがとうございます。特にですね、今ご答弁のありましたところ、財務規則においては暫定規則でかつ準用されているという事であるとお聞きをいたしました。

また、組合として先ほどのご答弁の中で、準用規定ではなくそれぞれ組合の条例や規則を制定すべきであると考えているということで、その旨仰っておられましたが、早急に次年度からでも制定に取り組みべきではないかと考えますが、これらの条例や規則をいつまでに改正しようと、又は制定しようとされているのか、スケジュールをお聞きいたします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 早急に取り組みべきものと考えてございます。現在、新ごみ処理施設整備事業に係る事務処理等も行っているところであり、この条例や規則の準用規定に係る事務の取り組みに時間を要しているところがございます。また、新ごみ処理施設稼働までに改正する必要がある組合規約や条例規則などと合わせて取り組みを進めるように考えてございます。新ごみ処理施設の試運転稼働までに改正をする必要があります財務規則につきましては、平成27年度に改正を、またその他の組合の規約や条例等につきましても、平成28年度に改正するよう準備を進めているところでございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番松本議員。

1. 2番議員（松本直高君） ただ今ですね、財務規則につきましては平成27年度に改正を行われると、またその他の組合の規則や条例等につきましては28年度に改正されるということで準備を進められているところでございます。1日も早くといいますか、早急にですね、制定をまた改正を図っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それではですね、交野市におきましてはですね、この財務規則に基づくところの質問でございますが、今年度に随意契約のガイドラインの改訂を行いまして、契約事務の適正化を図ってまいりました。これを受けてですね、組合にもですね、この間、随意契約のルール化について提起もさせていただいた経緯もございますが、組合における随意契約のガイドラインの作成状況についてお聞かせ下さい。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 交野市の随意契約のガイドラインの改訂に合わせて松本議員さんから本組合に対して組合の随意契約のガイドラインの制定につきまして、これまでご提起をいただいて

ございます。先ほどご答弁申し上げましたように、新ごみ処理施設整備事業に係る事務処理等も行っているところがございますことから、この随意契約ガイドラインにつきましても組合規約や条例、規則等の改正に合わせまして、平成 27 年度及び 28 年度に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 2 番松本議員。

1. 2 番議員（松本直高君） ご答弁ありがとうございます。出来る限り早期に契約事務の適正化に取り組んでください。

最後になります、この場をお借りしてでございます。私、3 年半にわたりましてこの組合議員をさせていただいておりました。今日が定例会最後の出席になるかと思えます。皆さまにおかれましては本当にいろいろとお世話になりまして、誠にありがとうございます。心より御礼と感謝申し上げます。どうもありがとうございました。以上でございます。ありがとうございます。

1. 議長（新 雅人君） これにて松本議員の一般質問を終結いたします。これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思えます。管理者。

1. 管理者（土井一憲君） 第 1 回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は条例の一部改正に関する 2 議案と、平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度当初予算の 2 議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

さて、新ごみ処理施設整備事業につきましては、開会のあいさつの中で申し上げましたように、この後、事業の取り組み状況についてご報告を申し上げますが、平成 27 年度におきましては、施設建設に係る土木建築工事や、設備機器の工場製作などに着手し、四條畷市、交野市両市の将来に向けた安定したごみ処理の実現に向けてこれら諸事業の推進に努めてまいりたいと存じております。また工事中の近隣住民の皆さまのご理解、ご協力が重要でありますことから、今後とも事業に関する情報の提供や説明、安心、安全な建設工事の実施に努めてまいりたいと存じております。どうか議員の皆さまには今後とも新ごみ処理施設整備事業の推進に向け、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが閉会にあたりましてのお礼とご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成 27 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に 15 時 11 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 27 年 3 月 26 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

兼 田 龍 洋

四條畷市交野市清掃施設組合議員

松 本 直 高